

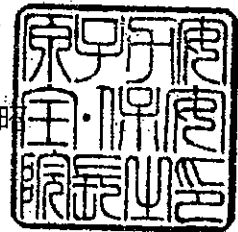
# 経済産業省

平成23・03・24原院第3号

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年3月25日

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）の一部を改正する規程

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（平成19・05・16原院第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成23年3月25日から施行する。

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正)  
○認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)(平成19・05・16原院第1号)

改正後	現行
<p>1. 認定完成検査の対象に係る工事及び認定保安検査の対象に係る特定施設の解釈</p> <p>(1) 認定完成検査実施者(製造施設の場合に限る。)</p> <p>認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる特定変更工事に関して、<u>冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。)</u>第46条第2項、<u>液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。)</u>第83条第2項若しくは<u>一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)</u>第85条第2項の「新たな製造施設の設置の工事」又は<u>コンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。)</u>第40条第2項の「新たな製造施設の追加の工事」には、<u>製造施設のスクラップアンドビルドの工事を含むものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) 認定保安検査実施者</p> <p>認定保安検査実施者が自ら保安検査を行うことができる施設に関して、<u>一般則第87条第3項、液石則第85条第3項、コンビ則第42条第3項又は冷凍則第48条第3項の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>イ 直近の認定日以降、変更の工事が行われていない特定施設</p> <p>ロ 直近の認定日以降、変更の工事が行われた特定施設のうち、当該変更の工事が特定変更工事((1)参照。以下同じ。)であるもの</p> <p>ハ 直近の認定日以降、特定変更工事以外の変更の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分。ただし、当該変更の工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合に限る。(既に認定を受けている施設</p>	<p>1. 認定完成検査の対象に係る工事及び認定保安検査の対象に係る特定施設の解釈</p> <p>(1) 認定完成検査実施者(製造施設の場合に限る。)</p> <p>① 認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる特定変更工事に関して、<u>一般高圧ガス保安規則(以下「一般則」という。)</u>第85条第2項、<u>液化石油ガス保安規則(以下「液石則」という。)</u>第83条第2項、<u>コンビナート等保安規則(以下「コンビ則」という。)</u>第40条第2項又は<u>冷凍保安規則(以下「冷凍則」という。)</u>第46条第2項の「新たな製造施設の設置の工事」又は「新たな製造施設の追加の工事」とは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>イ 製造施設のスクラップアンドビルドの工事</p> <p>ロ 製造施設の処理能力の20%以上の増加を伴う変更の工事。ただし、処理能力の20%以上の増加を伴う変更の工事であつて、当該変更の工事が次に掲げるすべての要件を満たす場合を除く。</p> <p>a 変更の工事後の製造施設に係る原料、製造する高圧ガスの種類、製造方法等が変更の工事前と同等であると認められること。</p> <p>b 変更の工事後の設備管理、運転管理等が変更の工事前の管理と同等であると認められること。</p> <p>② 原子力安全・保安院は、①ロのa及びbに掲げる要件に該当することを確認する際に、認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聞くことができる。</p> <p>(2) 認定保安検査実施者</p> <p>① 認定保安検査実施者が自ら保安検査を行うことができる施設に関して、<u>一般則第87条第3項、液石則第85条第3項、コンビ則第42条第3項又は冷凍則第48条第3項の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>イ 直近の認定日以降、変更の工事が行われていない特定施設</p> <p>ロ 直近の認定日以降、変更の工事が行われた特定施設のうち、当該変更の工事が特定変更工事((1)参照。以下同じ。)であるもの</p> <p>ハ 直近の認定日以降、特定変更工事以外の変更の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分。ただし、当該変更の工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合に限る。(既に認定を受けている施設</p>

更の工事を伴うものについては、当該変更の工事が特定変更工事に該当する場合に限る。）

(削る)

5. 認定の方法

(1) (略)

(2) 次回検査時期の設定

保安検査の方法のうち、次回検査基準を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0.851 (2009)」(以下「次回検査時期設定基準」という。)によることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える次回検査時期設定基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
2. 2. 1 c)	3回	5回
3. 3. 1 b)	2年	4年
	3回	5回
3. 3. 2 b)	3回	5回
3. 3. 2 b) 備考	3回分	5回分
3. 3. 3	2年	4年
	2年間	4年間
	計3回分	計5回分
	2年後	4年後
5. 1 1	0. 5としている	0. 5とする。
図5. 1	最大4年	最大2年
5. 2. 1 a) 1)	0. 8	0. 5
5. 2. 1 a) 2)	0. 8	0. 5
5. 2. 1 b) 1)	4年	2年
5. 2. 2 b) 1)	4年	2年
5. 2. 3 b) 1)	4年	2年
5. 2. 4 b) 1)	4年	2年
5. 4	既定の次回検査時期を適用してもよい。開放検査時期の見直し例を、図5. 2に示す。	既定の次回検査時期を適用してもよい。
6. 2. 2 a) 2)	2年	4年
	2年間	4年間
	計3回分	計5回分

設の部分の変更の工事を伴うものについては、当該変更の工事が特定変更工事に該当する場合に限る。）

② 原子力安全・保安院は、①ロ又はハに掲げる要件に該当することを確認する際に、認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聞くことができる。

5. 認定の方法

(1) (略)

(新設)

6. 3. 4 a) 2.)	2年	4年
	2年間	4年間
	計3回分	計5回分

(3) 施設の追加

- ① (略)
- ② 添付書類のうち新規又は法第39条の8の認定の更新に係る申請時に提出したものと変更がないものについては省略することができる。
- ③ (略)

6. 認定の更新

1. から5. までの規定は、認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

7. 変更の届出

法第39条の9第1項及び第2項の規定により、遅滞なく届出を要する場合は、以下の書類に記載された事項の変更であつて、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合とする。

(1) 認定完成検査実施者における完成検査のための組織又は完成検査の方法について(法第39条の9第1項について)

- ① 冷凍則第46条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ② 液石則第83条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ③ 一般則第85条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ④ コンビ則第40条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

(2) 認定保安検査実施者における保安検査のための組織又は保安検査の方法について(法第39条の9第2項について)

- ① 冷凍則第48条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ② 液石則第85条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ③ 一般則第87条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
- ④ コンビ則第42条第1項各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

8. 認定の取消し

(2) 施設の追加

- ① (略)
- ② 添付書類のうち新規又は法第39条の8の認定の更新に係る申請(以下、「更新認定」という。)時に提出したものと変更がないものについては省略することができる。
- ③ (略)

6. 更新認定

1. から5. までの規定は、更新認定に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

(新設)

7. 認定の取消し

- (1) ~ (4) (略)

(1) ~ (4) (略)

9. その他

(1) ・ (2) (略)

8. その他

(1) ・ (2) (略)